（子の看護等休暇の申出の方法等）

第二十八条の七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の申出（以下この条において「看護等休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に対して明らかにすることによって行わなければならない。

一　看護等休暇申出をする船員の氏名

二　看護等休暇申出に係る子の氏名及び生年月日

三　子の看護等休暇を取得する年月日（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の規定により、子の看護等休暇を一日未満の単位で取得する場合にあっては、当該子の看護等休暇の開始及び終了の年月日時）

四　看護等休暇申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかっている事実、第二十八条の二に定める世話若しくは第二十八条の三第一号若しくは第二号に定める事由に伴う世話を行う旨又は第二十八条の四に定めるものへの参加をする旨

2　事業主は、看護等休暇申出があったときは、当該看護等休暇申出をした船員に対して、前項第四号に掲げる事項を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話）

第二十八条の八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

一　介護

二　通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める者）

第二十八条の九　（略）

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の十　（略）

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十九条の十三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の規定により、船員に対して、次条に定める事項を知らせるときは、次のいずれかの方法（第三号及び第四号に掲げる方法にあっては、船員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法

四　電子メール等を送信する方法（当該船員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

2　次条に定める事項について、船員に対して、次の各号に掲げる方法により知らせた場合には、当該各号に定める装置又は機器により受信した時に当該船員に到達したものとみなす。

一　前項第三号の方法　船員の使用に係るファクシミリ装置

二　前項第四号の方法　船員の使用に係る通信端末機器

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の十四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第二項に規定する育児休業給付及び同条第三項に規定する出生後休業支援給付に関する事項

四　（略）

（子の看護休暇の申出の方法等）

第二十八条の五　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の申出（以下この条において「看護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に対して明らかにすることによって行わなければならない。

一　看護休暇申出をする船員の氏名

二　看護休暇申出に係る子の氏名及び生年月日

三　子の看護休暇を取得する年月日（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の規定により、子の看護休暇を一日未満の単位で取得する場合にあっては、当該子の看護休暇の開始及び終了の年月日時）

四　看護休暇申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかっている事実又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせる旨

2　事業主は、看護休暇申出があったときは、当該看護休暇申出をした船員に対して、前項第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話）

第二十八条の六　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

一　要介護状態にある対象家族（以下この条において「対象家族」という。）の介護

二　対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族が必要とする世話

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める者）

第二十八条の七　（略）

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の八　（略）

（新設）

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項等）

第二十九条の十三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第一項に規定する育児休業給付に関する事項

四　（略）